

事務連絡
令和4年10月25日

各 〔都道府県〕
指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

各 〔都道府県〕
市町村 衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等におけるオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第149号）の施行により、令和4年10月21日より、オミクロン株対応ワクチン接種を行う場合の最終の接種からの間隔が、「5か月以上」から「3か月以上」に短縮されたところです。

つきましては、下記のとおり、重症化リスクが高い高齢者施設等の入所者等に対し速やかに接種が行われるよう、衛生主管部局及び介護保険担当主管部局が連携いただき、下記の御対応をお願いいたします。

（参考）予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について（令和4年10月21日健発1021第1号厚生労働省健康局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003815.pdf>



記

1. 高齢者施設等での接種体制の構築について

各市町村においては、管内の高齢者施設等に対して速やかにオミクロン株対応ワクチン接種について案内を行うとともに、従来ワクチンによる最終の接種から3か月経過後、可能な限り早期に高齢者施設等の入所者等に対する接種を行うことができる体制を構築すること。新型コロナウイルス感染症が毎年、年末年始

に流行していることを踏まえ、遅くとも年内に高齢者施設等の入所者等に対する接種が完了するよう、先の事務連絡^(※1)でお示した、高齢者施設等での接種に係る課題への対応方策も参考に、各施設の課題に応じて支援を行うこと。また、都道府県は、こうした市町村の取組について広域的な支援をされたい。

2. 早期接種に向けた進捗管理等について

各市町村においては、管内の高齢者施設等と密接に連携し、従来ワクチンによる最終の接種から3か月経過後、可能な限り早期に、より多くの希望する入所者等が接種を受けられるよう、施設の取組の進捗を管理されたい。

また、従来ワクチンによる4回目接種の際には、県が高齢者施設等での接種の進捗状況を把握し、速やかに接種を進めることができた事例が見られたところであり^(※2)、都道府県は、管内市町村の取組について把握し、都道府県全体の高齢者施設等での接種が早期に行われるよう、各種支援や進捗管理をされたい。

3. 接種状況調査について

今後、従来ワクチンによる4回目接種時と同様に、高齢者施設等でのオミクロン株対応ワクチン接種について、接種状況調査を行い、結果を公表する予定であるので、ご了知願いたい。

4回目接種の完了時期から多くの施設が3か月経過する時期を念頭に、下記の調査を実施し公表する予定である。調査に当たっては、都道府県において管内市町村の状況を取りまとめ、ご報告いただくことを予定しているところ、詳細については追って連絡する。これを踏まえて高齢者施設等における接種の進捗管理を行っていただきたい。

<調査概要（予定）>

- ・調査時点 11月末
- ・調査項目 従来ワクチンによる4回目接種（実績）
オミクロン株対応ワクチン接種（実績、見込み）

*上記調査について、11月中旬頃に依頼予定。

*上記に加えて、1月中旬頃に12月末までの接種実績についての調査も実施予定。

(※1)「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について（その2）」

(令和4年2月18日厚生労働省健康局健康課予防接種室等事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899791.pdf>



(※2) 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（4回目接種）進捗状況の実態調査②の結果及び接種促進に向けた更なる取組について」

(令和4年8月30日厚生労働省健康局予防接種担当参事官室等事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000982234.pdf>



(参考)

○ 「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その6）」(令和4年10月20日厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003599.pdf>



以上